

出港前報告制度の概要について

～海上コンテナ貨物に係る積荷情報の事前報告制度の早期化、詳細化及び電子化～

平成 24 年 5 月
財務省関税局

目次

1. 出港前報告制度の導入の背景
2. 検討経緯
3. 出港前報告制度の概要
4. 今後の予定

1. 出港前報告制度の導入の背景

世界税関機構(WCO、World Customs Organization) SAFE「基準の枠組み」①

・ 背景

- WCOは、2001年の米国同時多発テロ以降、国際貿易の安全確保と円滑化を両立させるための様々な方策について検討を実施。検討成果は、「国際貿易の安全確保及び円滑化のためのWCO基準の枠組み」としてまとめられ、2005年6月のWCO総会にて採択。
- 2006年6月の総会において「AEOガイドライン」が採択。2007年6月の総会においては、AEOガイドラインを組み込んだ「基準の枠組み」が採択。
- 2011年8月現在、164の国・地域が実施の意図表明済み。

・ 内容

- 2つの柱

- ・ 「税関相互の協力」としての11の基準
- ・ 「税関と民間とのパートナーシップ」を進める基準として6の基準

- 主要要素

- ・ 電子的に提出する事前貨物情報の標準化
- ・ リスク管理手法の採用
- ・ 輸出国における非破壊検査機器（大型X線検査装置等）を使用したハイリスク貨物の検査の実施
- ・ 一定の基準を満たす民間企業（AEO事業者）に対する優遇措置の明確化

世界税関機構(WCO、World Customs Organization) SAFE「基準の枠組み」②

(関係該当箇所抜粋)

1. 3. 3 貨物申告

運送人又はその代理人は、事前電子貨物申告を輸出地税関及び／又は輸入地税関に提出しなければならない。海上コンテナ貨物については、事前電子貨物申告は貨物／コンテナが船舶に積み込まれる前に提出されるべきである。その他全ての運送手段と貨物については、運送手段が輸出入地の税関官署に到着(入港)する前に提出されるべきである。

1. 3. 6 「積込禁止」「船卸禁止」通知

税関は、船積や船卸ができない貨物の場合には通知が発出されるようなシステムを確立するべき。その通知は、リスク評価のために必要なデータの提出後、決められた時間内になされるべき。

1. 3. 7 タイムリミット

物品及び貨物申告が輸出入地税関に提出されるべき正確な時期は、様々な運送手段に当てはまる地理的状況、ビジネス手続を注意深く分析し、民間部門や関係する他の税関当局と協議した後、国内法によって規定されるべきである。しかしながら、最低限の一貫性を確保するために、税関は事前申告の提出については以下よりも早く要求するべきではない。

海上	<u>コンテナ貨物</u> ：出発地における船積の24時間前
	バルク貨物：仕向国の最初の港に到着(入港)する24時間前
航空	短距離輸送：航空機の離陸時
	長距離輸送：仕向国の最初の空港に到着(入港)する4時間前

世界税関機構(WCO、World Customs Organization) SAFE「基準の枠組み」③

表 海上コンテナ貨物に係る積荷情報に関するSAFE「基準の枠組み」と我が国の現行制度の比較

	基準の枠組み(ガイドライン) (注)	(参考)我が国の現行制度
報告期限の基準	出発港(外国)における船積	積卸港(本邦)への入港
報告義務者	運送者及び運送者の代理人	船長 (荷受人)
報告内容	ハウスB/L相当	マスターB/L相当
電子的報告(NACCS)	義務化	任意

(注)本枠組みは、原則及び基準を示し、それらをWCOメンバーによって実施されなければならない最低ラインとして採用するよう提示

諸外国の取組と我が国の現状

1. 諸外国における積荷情報の事前報告制度の進展

- 米国、EU等の諸外国では、積荷情報の入手に係る早期化、詳細化、電子化(いわゆる「船積24時間前ルール」の導入)等により、積荷情報を活用したリスク管理に基づき水際取締りの強化を図る取組が進展。

2. 我が国の積荷情報の事前報告制度の現状

- 原則、本邦入港の24時間前までの報告を義務化。ただし、近海航路(韓国、中国等)に対して、緩和措置(入港12時間又は入港まで)を置いている。
- マスターB/L^(注1)に基づき作成された積荷情報(以下、マスター積荷情報という。)の提出のみを義務化。ただし、税関長は必要と認めるときは、荷受人(NVOCC^(注2)等)に対して詳細な積荷情報(以下、ハウス積荷情報という。)を求めることができる。
- 書面での報告を認めている(電子的報告を義務化していない)。

(注1) 船社が1コンテナを単位として発給する船荷証券(貨物を受け取り、船積みしたことを証明する書類)をマスターB/L(Bill of Lading)と言うのに対して、NVOCCが、個々の貨物の荷主に発給するB/LをハウスB/Lと言う。

(注2) Non Vessel Operating Common Carrier(利用運送事業者)の略。自らは船舶の輸送手段を保有せず、船社のサービス(船舶輸送)を使って貨物を輸送する事業者。

(参考1) 積荷情報の電子化率(2010年8月1日～31日(31日間)、全国の開港に入港した外国貿易船を対象に調査)
全船舶 74.1% フルコンテナ船 97.1% セミコンテナ船 94.0% その他の船舶 25.9%

諸外国における海上コンテナに係る事前報告制度の概要

	米国	カナダ	メキシコ	EU	トルコ	中国	韓国	日本(参考)
実施時期	2002.12.2	2004.4.19	2007.9.1	2011.1.1	2012.1.1	2009.1.1 一部実施	未定 (輸出のみ 2012.4実施)	2014.3(予定)
報告期限	船積 24時間前	船積 24時間前	船積 24時間前	船積 24時間前	船積 24時間前	船積 24時間前	船積 24時間前	出港 24時間前
近海の 例外措置	—	米国 (プエルトリコ (米国自治連邦区) を含む) 入港24時間前	—	グリーンランド、 モロッコ等 入港2時間前	黒海及び 地中海に位置 する外国港 入港2時間前	—	中国・日本等 出港前	韓国、中国等の 港から本邦の特定の 港に入港する場合 出港前
報告義務者	船社 NVOCC	船社	船社 NVOCC	船社	船社	船社 NVOCC 船舶代理店 等	船社 NVOCC	船社 NVOCC
代行	船社 船舶代理店 サービス プロバイダー	NVOCC 船舶代理店 サービス プロバイダー	—	NVOCC サービス プロバイダー等	NVOCC サービス プロバイダー等	—	船舶代理店	船社等 サービス プロバイダー
報告方法	電子的報告を原則義務化							電子的報告を 原則義務化

我が国の積荷情報の事前報告制度の推移

〔平成15年度まで〕 ⇒ 〔平成16年度改正〕 ⇒ 〔平成18年度改正〕 ⇒ 〔平成19年度改正〕 ⇒ 〔平成24年度改正〕

出港前

入港前

入港後

出港前報告の義務化
(電子報告の義務化)

➤ 積荷に関する事項
(マスター積荷情報)
(ハウス積荷情報)

入港前報告の義務化

➤ 積荷に関する事項
(マスター積荷情報)

求めることができる

➤ 積荷の詳細情報
(ハウス積荷情報)

入港前に求める
ことができる

➤ 積荷目録
(マスター積荷情報)

入港後の提出義務

➤ 積荷目録
(マスター積荷情報)

入港後の提出義務

➤ 積荷目録
(マスター積荷情報)

(入港前に税関の求めに応じて
提出した場合は省略)

(注) マスター積荷情報とは、運航者(船会社等)が発給する船荷証券(マスターB/L)の情報を基とした積荷情報を言う。

ハウス積荷情報とは、利用運送事業者が当該貨物の荷主に発給する船荷証券(ハウスB/L)の情報を基とした積荷情報を言う。

利用運送事業者(NVOCC: Non Vessel Operating Common Carrier)とは、自らは船舶の輸送手段を保有せず、船社のサービス(船舶輸送)を使って貨物を輸送する事業者を言う。

我が国の積荷情報の事前報告制度の課題

我が国の水際取締りは、社会悪物品等の密輸阻止及びテロ対策を目的としているが、現行の事前報告制度を「基準の枠組み」等に照らして考えた場合、

- 積荷情報の報告は船積前ではなく入港前であり、従って、報告されてから入港までが短時間。(特に、近海航路に関しては入港直前の報告)
- 混載貨物等について、詳細な品名や実際の荷送人、荷受人の氏名・住所等が不明なことが多い。
- マスター積荷情報であっても、電子化されていない積荷情報が依然混在。

 **報告のタイミング、報告内容及び報告方法の観点から、一層の改善が必要**

2. 検討経緯

検討経緯

- 平成21年11月25日 平成22年度関税改正に関する論点整理
(関税・外国為替等審議会 関税分科会 企画部会)
- 平成23年10月14日 貿易円滑化ワーキンググループ座長とりまとめ
(関税・外国為替等審議会 関税分科会 企画部会 貿易円滑化WG)
- 11月 9日 関税・外国為替等審議会 関税分科会

パブリックコメントの実施(11月末まで)
- 11月21日 平成24年度関税改正に関する論点整理
(関税・外国為替等審議会 関税分科会)
- 12月10日 平成24年度税制改正大綱(閣議決定)
- 平成24年 1月26日 パブリックコメント結果の公表
- 1月31日 関税定率法等の一部を改正する法律案(閣議決定)
- 3月30日 関税定率法等の一部を改正する法律(成立)
- 3月31日 関税定率法等の一部を改正する法律(公布)

パブリックコメント結果の概要

1. 概要

- 112団体・個人から222件の意見
- 本制度の導入自体に反対する意見は2件のみ
- 業界団体及び貿易関係企業等からは、近海(中国、韓国等)航路について報告期限の緩和措置を求める意見が多数(約90件)寄せられた

2. 主な意見

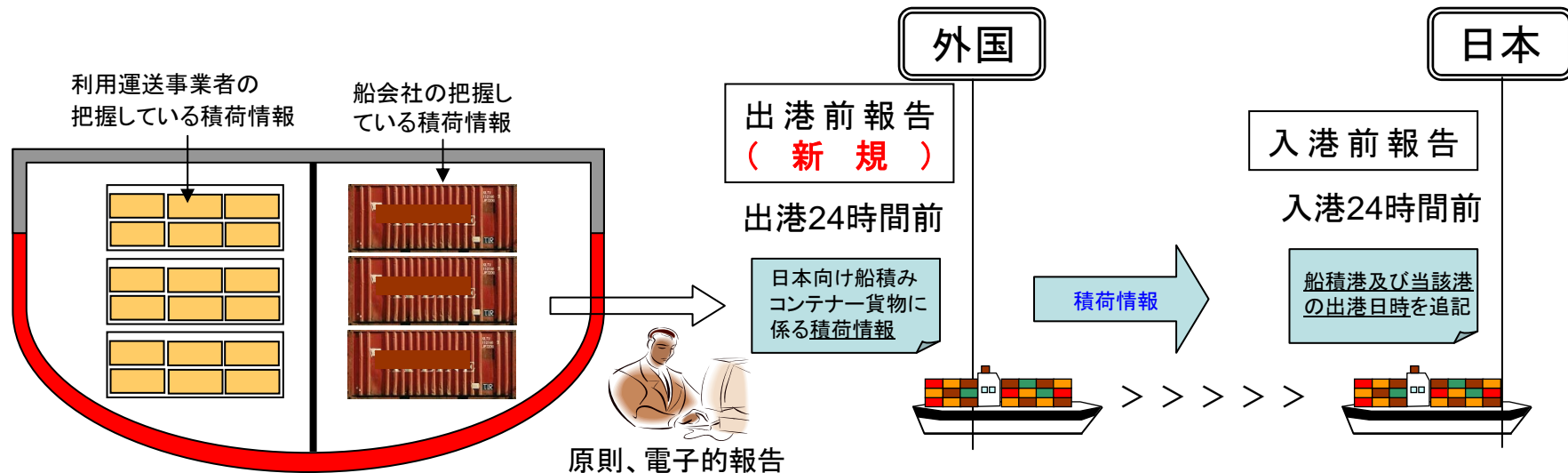
- 日本に入港する海上コンテナ積荷情報の事前報告制度を国際水準まで引き上げることの意義は大きい
- 近海航路(中国、韓国)については緩和措置をお願いしたい
- フェリー、RORO船、コンテナ船などの各サービス形態において、その取扱いで差別的な運用をしないで頂きたい
- データ項目について、日本独自のものとせず、できる限り米国・EUなど既に船積前の事前報告制度を実施している各国と共通のものとし、輸出側の負担にならないような配慮も必要である
- NACCSへのデータ送信は、プロバイダー経由と直接送信のいずれかを選択できるようにお願いしたい

3. 出港前報告制度の概要

出港前報告制度の概要

我が国に入港しようとする船舶に積み込まれた海上コンテナ貨物に係る積荷情報について、原則として当該コンテナ貨物の積出港を当該船舶が出港する24時間前に、詳細な情報を、電子的に報告することを義務付ける。

報告期限	原則、外国を出港する24時間前	
報告内容	船会社	船会社が把握している積荷情報の報告を義務化
	利用運送事業者	利用運送事業者の把握している詳細な積荷情報の報告を義務化
報告方法（電子化）	電子的報告を原則義務化	



出港前報告制度に係る関税法改正事項 ①

(入港手続)

第十五条 (省略)

下線部: 今改正による改正箇所

2~6 (省略)

7 開港に入港しようとする外国貿易船の運航者等(船舶所有者、船舶賃借人又は傭(よう)船者であつて、この項に規定する積荷の運送契約の当事者である者をいう。)は、災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、政令で定めるところにより、当該外国貿易船の当該開港への入港時の積荷(コンテナに詰められているものに限る。)の船積港を当該外国貿易船が出港する前に、当該外国貿易船の名称及び国籍のほか、当該積荷に関する事項で政令で定めるものをその入港しようとする開港の所在地を所轄する税関に報告しなければならない。

8 前項に規定する積荷の荷送人であつて政令で定める者(以下この項において単に「荷送人」という。)は、災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、政令で定めるところにより、当該荷送人に係る積荷の船積港を当該外国貿易船が出港する前に、当該外国貿易船の名称及び国籍のほか、当該積荷に関する事項で政令で定めるものをその入港しようとする開港の所在地を所轄する税関に報告しなければならない。

9 前二項の規定による報告は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。ただし、電気通信回線の故障その他の事由により電子情報処理組織を使用して当該報告を行うことができない場合として財務省令で定める場合には、電子情報処理組織の使用に代えて、財務省令で定めるところにより、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)又は書面の提出により当該報告を行うことができる。

(貨物の積卸し)

第十六条 (省略)

2 (省略)

3 第一項の場合のほか、第十五条第七項に規定する積荷について同項及び同条第八項の規定による報告がない場合には、当該積荷の船卸しをしてはならない。ただし、これらの報告に代わるべきものとして政令で定める報告があつた場合であつて、政令で定めるところにより税関長の許可を受けたときは、この限りでない。

出港前報告制度に係る関税法改正事項 ②

(特別の場合における税関長の権限)

第百六条 税関長は、この法律の実施を確保するためやむを得ない必要があると認める相当の事由があるときは、左の各号に掲げる行為をすることができる。

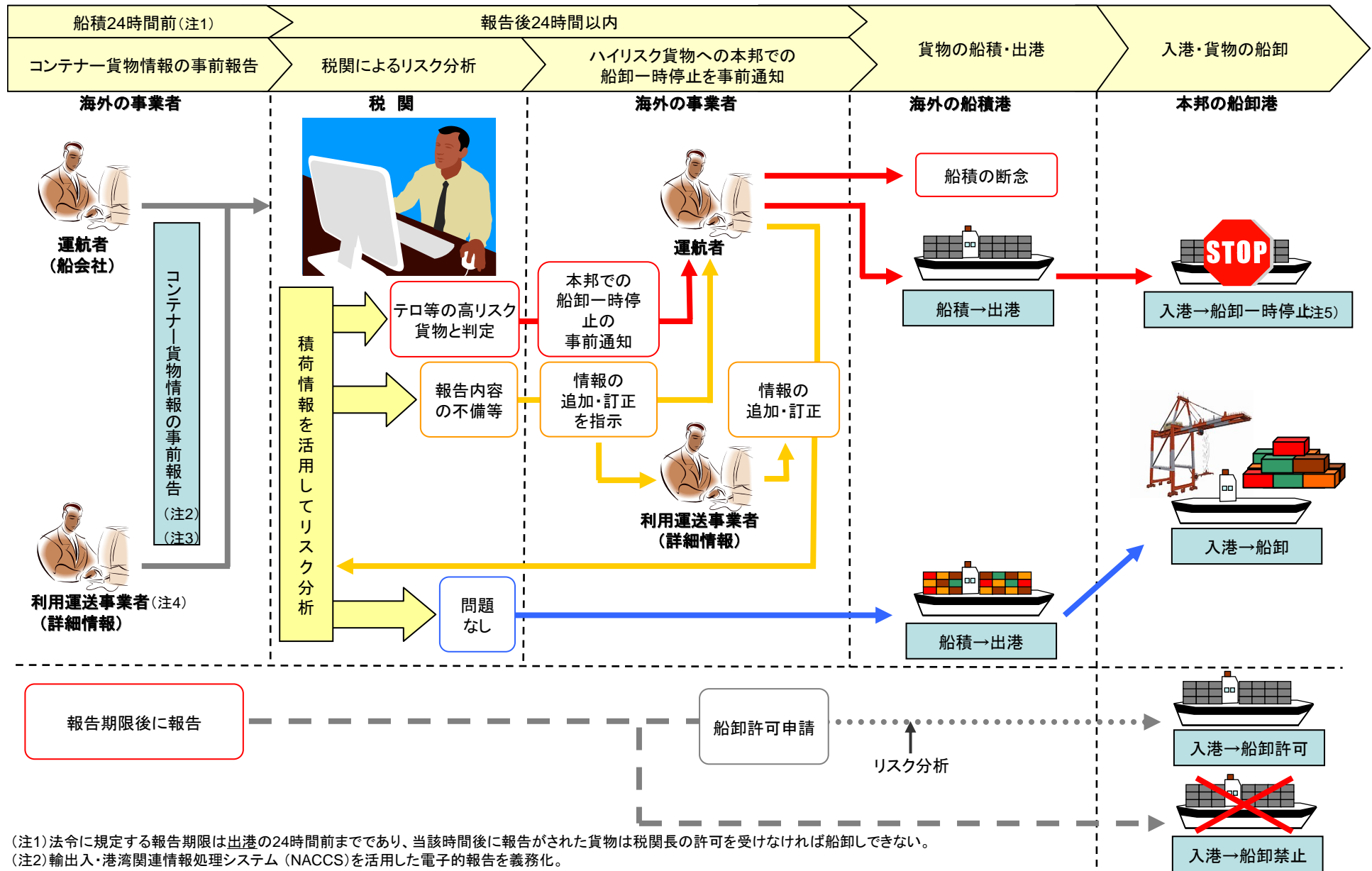
- 一 外国貿易船等若しくは外国貿易船等以外の船舶若しくは航空機で外国貨物を積んでいるものへの貨物の積卸若しくは保税地域にある貨物の取扱を一時停止させ、又は期間を指定して保税地域にある貨物を出させること

(罰則)

第百十四条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十五条第七項、第八項又は第十四項の前段(入港手続)の規定による報告をせず、又は偽つた報告をした者
- 一の二から一の三(省略)
- 一の四 第十六条第三項の規定に違反して同項ただし書の規定による許可を受けないで積荷の船卸しをした者

出港前報告制度の概念図



(注1) 法令に規定する報告期限は出港の24時間前までであり、当該時間後に報告がされた貨物は税関長の許可を受けなければ船卸できない。

(注2) 輸出入・港湾関連情報処理システム (NACCS) を活用した電子的報告を義務化。

(注3) 日本に入港する外国貿易船が日本向けのコンテナ貨物を積込む外国の港を出港する24時間前までに報告。

(注4) 利用運送事業者(Non Vessel Operating Common Carrier(NVOCC)): 自らは船舶の輸送手段を保有せず、運航者(船社等)のサービス(船舶輸送)を使って貨物を輸送する事業者。

(注5) 検査体制を整備した後、厳重検査を実施。

近海航路については、制度定着までの当面の間、報告期限を以下のとおり緩和することを検討中。

①報告期限

船積港における外国貿易船の出港時

②近海航路の範囲

現行の入港前の事前報告制度において緩和措置(入港12時間まで、入港まで)の対象となっている航路を基本としつつ、物流実態に即して、範囲を指定

③対象船種

船種による区別は行わない

現行の入港前報告制度における緩和措置(参考)

本邦の地域	極東ロシア			北朝鮮		韓国			中国					台湾	
	コルサコフ	北方4島	ウラジオストック	元山	南浦	釜山	浦項	仁川	新港(天津)	大連	青島	上海	香港	高雄	基隆
北海道	入港前	入港前	12h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前
青森県、秋田県、山形県、新潟県	12h前	12h前	12h前	24h前	24h前	12h前	12h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前
岩手県、宮城県	12h前	12h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前
福島県、茨城県	24h前	12h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前
富山県、石川県、福井県、京都府、兵庫県(日本海側)	24h前	24h前	12h前	12h前	24h前	12h前	12h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前
東京都、神奈川県、千葉県	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前
静岡県、愛知県、三重県	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前
鳥取県、島根県	24h前	24h前	12h前	12h前	24h前	入港前	入港前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前
和歌山県、大阪府、兵庫県(瀬戸内海側)	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	12h前	12h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前
徳島県、高知県	24h前	24h前	24h前	12h前	24h前	12h前	12h前	12h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前
岡山県、広島県、香川県、愛媛県	24h前	24h前	24h前	12h前	24h前	入港前	入港前	12h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前
山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県	24h前	24h前	12h前	12h前	12h前	入港前	入港前	12h前	24h前	12h前	12h前	12h前	24h前	24h前	24h前
宮崎県	24h前	24h前	12h前	12h前	12h前	12h前	12h前	12h前	24h前	12h前	12h前	12h前	24h前	24h前	24h前
鹿児島県	24h前	24h前	12h前	12h前	12h前	12h前	12h前	12h前	24h前	12h前	12h前	12h前	24h前	24h前	24h前
奄美群島	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	12h前	12h前	12h前	24h前	24h前	12h前	12h前	24h前	12h前	12h前
沖縄県	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	12h前	12h前	12h前	24h前	24h前	12h前	12h前	24h前	12h前	12h前
先島諸島	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	24h前	12h前	12h前	入港前	入港前

※ 濃い網掛けの部分が、報告期限が入港前とされている部分であり、薄い網掛けの部分が、報告期限が入港12時間前とされている部分。

報告項目(案) ①

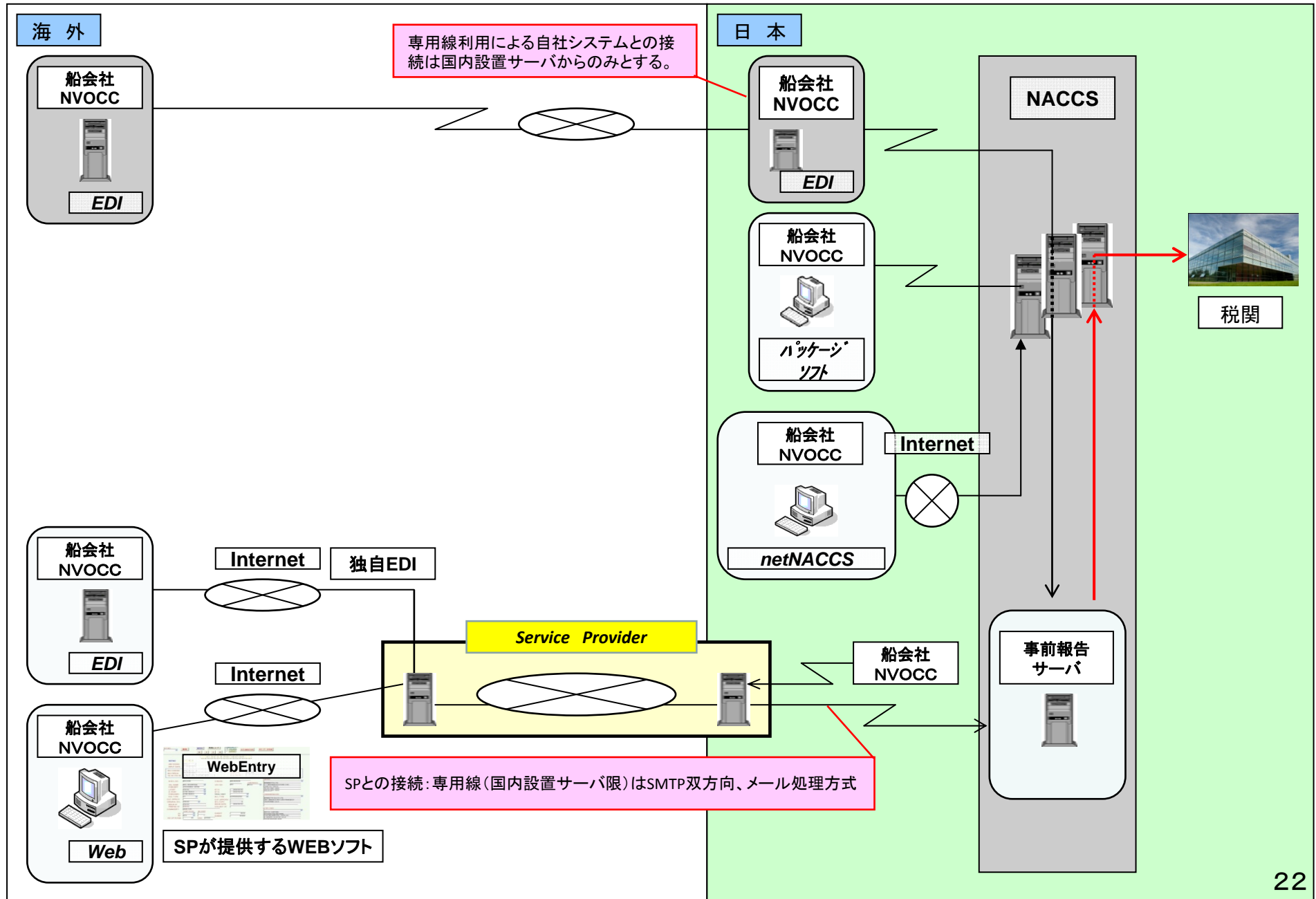
	出港前報告制度における必須項目(案)		入港前報告における必須項目
	積荷情報事前報告用	混載情報事前報告用	
1	荷送人名	荷送人名	荷送人名
	荷送人住所又は居所	荷送人住所又は居所	
	荷送人電話番号	荷送人電話番号	
	荷送人国名コード	荷送人国名コード	
2	荷受人名	荷受人名	荷受人名
	荷受人住所又は居所	荷受人住所又は居所	
	荷受人電話番号	荷受人電話番号	
	荷受人国名コード	荷受人国名コード	
3	着荷通知先名	着荷通知先名	着荷通知先名
	着荷通知先住所又は居所	着荷通知先住所又は居所	
	着荷通知先電話番号	着荷通知先電話番号	
	着荷通知先国名コード	着荷通知先国名コード	
4	品名	品名	品名
5	HSコード(6桁)	HSコード(6桁)	
6	個数・個数単位コード	個数・個数単位コード	個数・個数単位コード
7	総重量・重量単位コード	総重量・重量単位コード	総重量・重量単位コード
8	容積・容積単位コード	容積・容積単位コード	容積・容積単位コード
9	記号・番号	記号・番号	記号・番号
10	船会社コード	船会社コード	船会社コード
11	船舶コード(信号符字)	船舶コード(信号符字)	船舶コード(信号符字)

報告項目(案) ②

12	航海番号	航海番号	
13	船積港コード	船積港コード	船積港コード
14	船積港の出港予定日時		
15	仕出港コード	仕出港コード	
16	船卸港コード	船卸港コード	船卸港コード
17	船卸港の入港予定年月日	船卸港の入港予定年月日	
18	荷渡地名	荷渡地名	
19	B/L番号	B/L番号(マスター)	B/L番号
20		B/L番号(ハウス)	
21	処理区分コード(注)		処理区分コード
22	コンテナ番号	コンテナ番号	コンテナ番号
23	シール番号	シール番号	
24	空/実入りコンテナ表示	空/実入りコンテナ表示	空/実入りコンテナ表示
25	コンテナサイズコード	コンテナサイズコード	コンテナサイズコード
26	コンテナタイプコード	コンテナタイプコード	コンテナタイプコード
27	コンテナ所有形態コード	コンテナ所有形態コード	コンテナ所有形態コード
28			コンテナオペレーション会社コード
29			コンテナ条約適用識別
30	危険貨物等コード	危険貨物等コード	

(注) ハウスB/Lの有無や緩和措置対象の有無を判別するためのコードとする。

出港前報告制度の利用(接続)形態(イメージ)



4. 今後の予定

今後の予定

